

## 第十七回

## 参議院法務委員会会議録 第二号

(三)

昭和二十八年十一月二日(月曜日)午後  
二時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 祐一君 郡

委員 小野義夫君 亀田得治君 加藤武徳君 楠見義勇君 三橋八次郎君 赤松常子君 一松定吉君 三浦寅之助君

法務政務次官

法務省刑事局長 岡原昌男君 西村高兄君 堀真道君

事務局長

法務省刑事課長 岡原昌男君 西村高兄君 堀真道君

説明員

外務省条約局長 磯崎良輔君 最高裁判所長 橋本喜一郎君

本日の会議に付した事件  
○日本国における国際連合の軍隊に対する  
刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う  
刑事特別法(内閣送付)  
○日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障条約第三条に基く行政協定に  
伴う刑事特別法の一部を改正する法  
律案(内閣送付)

全保障条約第三条に基く行政協定に  
伴う刑事特別法の一部を改正する法  
律案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から本日の  
委員会を開きます。

先づ日本国における国際連合の軍隊  
に対する刑事裁判権の行使に関する議  
定書の実施に伴う刑事特別法、右法  
案につき政府の説明を求めます。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今議題  
となりました日本国における国際連合  
の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関  
する議定書の実施に伴う刑事特別法案  
につき提案の理由を御説明申上げま  
す。

日本国における国際連合の軍隊に対  
する刑事裁判権の行使に関する議定書  
の発効に伴いまして、一九五〇年六月  
二十五日、六月二十七日及び七月七日  
の国際連合安全保障理事会決議並びに  
一九五一年二月一日の国際連合総会  
決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣した  
アメリカ合衆国外の国で日本国との  
間に右議定書の効力が発生した國が右  
の諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸  
軍、海軍及び空軍の日本国にある間に  
おけるものに関しまして、右議定書の  
趣旨に則り、刑事上の手続法につきま  
して若干の特別規定を設ける必要が生  
じましたため、この法律案を提出する  
ことといたしましたのであります。

申すまでもなく、これらの軍隊の構  
成員、軍属又は家族に対しましても、  
我が國既存の法令は、原則としてその  
適用をみるのであります。が、右議定書  
送付)

の附屬書の条項により刑事手続関係の  
法令について若干の特別措置を必要と  
いたしますので、その必要最小限度の  
規定をこの法律案に取入れた次第であ  
ります。従いましてこの法律案に特別  
に規定していない事項につきましては、  
原則として既存の各法令が適用さ  
れることと相成るわけであります。

この法律案は、第一章総則、第二章  
刑事手続の二章十二カ条と附則から  
成つておるのであります。ここにこ  
の法律案の主要点を申上げます。

先づ第一章総則の章は、一カ条であ  
りまして、この法律において使用する  
語の定義を定めたのであります。この  
定義は、日本国とアメリカ合衆国との  
間の安全保障条約第三条に基く行政協  
定第一条に定められている定義に準じ  
たものであります。

次に第二章刑事手続の章は十一カ条  
よりなり、国際連合の軍隊の構成員又  
は軍属が国際連合の軍当局において裁  
判権を行使する第一次の権利を有する  
罪を犯した場合における同軍隊への身  
柄の引渡し、国際連合の軍隊がその権限  
に基づいて警備している国際連合の使用  
する施設内における逮捕その他人身を  
拘束する処分及び差押、捜索等の处分  
の執行、同施設内等において逮捕され  
た者に対する日本側の受領手続、派遣  
國の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の  
当局の刑事手続に対するわが國側の協  
力及び派遣國の軍事裁判所又は国際連  
合の軍隊による抑留又は拘禁について  
の刑事補償法の適用等いざれも刑事手  
続に關する現行の法令を以てしては處  
置し得ない問題を取り上げて特別の規定  
を置いたものであります。これを要す  
るに、日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政協定に  
規定する刑罰権を含めましてその刑事裁判権  
の行使についての規律がしてございま  
す。なおこの議定書によりましてこの  
附屬書に掲げる規定は、日本国におけ  
る国際連合の軍隊の地位に関する一般  
的なる規定が締結されると、その協定に  
自然統合されて来るとかよろくな建前に  
置かれています。

○政府委員(岡原昌男君) 只今提案理  
由の説明がございましたが、本法案に  
つきましてやや敷衍いたしまして御説  
明いたしたいと存じます。御審議の便  
宜にと存じます。

先づかよくな法案を出すに至つた経  
緯でございますが、日本におきまして國  
際連合軍隊に対する刑事裁判権の行使  
に關しましては、去る十月二十六日東  
京で署名の上、同月二十八日にこれに  
關する議定書が公布されております。

翌二十九日からその効力を生じたので  
ござります。この議定書には、日本国  
における合衆国軍隊の刑事裁判権の行  
使に關する行政協定十七条の改正議定  
書、これはこの前例の行政協定第十七  
条の改訂の問題として御説明申したよ

のでございますが、それが十月二十九  
日に効力を生ずるのと參照を合わせて  
申します。

この今回の議定書は、その附屬書に  
掲げる規定において日本国における國  
際連合の軍隊に対する刑事裁判権が憲  
法裁判権を含めましてその刑事裁判権  
の行使についての規律がしてございま  
す。なおこの議定書によりましてこの  
附屬書に掲げる規定は、日本国におけ  
る国際連合の軍隊の地位に関する一般  
的なる規定が締結されると、その協定に  
自然統合されて来るとかよろくな建前に  
置かれています。

この議定書は、日本国政府と統一司  
令部として行動するアメリカ合衆国政  
府並びに一九五〇年六月二十五日、六  
月二十七日、七月七日の国連総会の決  
議に従つて、朝鮮に軍隊を派遣した國  
の政府によつて署名されることになる  
のでござりますが、現実に署名いたし  
ましたのは、右アメリカ合衆国の政府  
のほかには、オーストラリア、カナ  
ダ、ニュージーランド及びイギリスの  
四ヵ国でございます。でこれらの署名  
の間にについて本議定書は十月二十九  
日に効力を生じたのでござります。

併しこの議定書は、その効力を生じた  
後、更に前記の諸決議に従つて朝鮮に  
派遺する軍隊を派遣するいづれの國の政府に對  
しましても、日本国が同意すれば、これに署名、加入することができ  
ることになつております。それらの派  
遣國につきまして別段の合意がない限  
り、その署名の日に効力を生ずる建前

になつております。これに従いまして十月二十九日正午南アフリカ連邦政府が署名いたしましたので、別段の合意をしていないから即時同国についても本議定書がその効力を発生したのであります。その他現在朝鮮に軍隊を派遣しておる國といたしましてはフランス、ギリシヤ等十数カ国がございますが、それもそう大したたくさんある國の軍隊が行つておるわけではございませんけれども、まだこれに署名をしておりません。従つて条約的にはその議定書は従来の署名国だけというふうな形になつております。

今回御審議を仰ぎます法案は、この議定書の実施に伴つてその国内の手続

を定めたものでござりますが、その内容は、前に申ました安全保障条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法、これと實質的には全く同一でございます。で、今回の法案の内容も又従来の刑事特別法と全く同一である、かように御承願いたいのでござります。

それでは従来の行政協定に伴う刑事

特別法とどういう点が違うかと申上げますと、第一は、第一条の定義規定でございます。第一条は、その性質上アメリカと日本国との間の行政協定と全然違ひまして、国連の軍隊との関係でござりますので、新たなるそれに伴う定義規定を必要としたわけでござります。

それから行政協定に伴う刑事特別法

の第二章即ち第二条乃至第九条に實体規定、罪に関する規定がござりますが、これは今回の国連協定の関係では全く離れておりませんので、今回の国連との関係の刑事特別法におきましては罪に関する実体規定は全然ないわけ

でございます。従つて行政協定に伴う第三章、十条以下の規定が、今回の法の第二条以下として、条文の順序も内容もそつくりそのまま採入れてあります。かような建前になつております。

以下逐条的に若干御説明申したいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

○亀田得治君 只今上程されました法案の基礎になつております議定書の点につきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアメリカ軍の場合と違

まして、国連軍の場合には今回初めて日本と相手方とが約束をして、そうしてできるならば正式の約束をする前に

日本が憲法の建前から言いますと、

日本と相手方とが有利な取扱いを受けることになる

のでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から

連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、

日本が憲法の建前から言いますと、日本と相手方とが約束をして、そうしてできるならば正式の約束をする前に日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、

日本と相手方とが約束をして、そうしてできるならば正式の約束をする前に日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうしたこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうのこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうのこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうのこと

は好ましくありませんので、同日から連軍の取扱いとの間に不均衡が生じます。それは、米軍のほうが不利で国連軍のほうにつきまして一、二点だけ基本的な問題についてお伺いしておきたいと思ひます。それはアーマー車の場合は、日本が有利な取扱いを受けることになるのでござります。そこでこうのこと



んから、一般的の国際法の原則及び慣例に従つて処置しております。

○補見義男君 そろそると、具体的に申しますと属人主義か属地主義か、どちらになつておるのですか。

○説明員(三宅喜二郎君) 属人主義、属地主義というものは通常使われておりますが、その字句 자체いろいろ問題がございます。国際法の慣例、原則と申しますのは、いわゆる今まで言られておりますが、その二つの点をお伺いしたいのです。

○補見義男君 私の伺う意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては実は従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来の軍隊についてアメリカと同じ待遇を假にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中では四ヵ国だけが署名をして、その四ヵ国には今回のこの特別刑法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。そうなつて来れば、署名した国のほうが実は不利であつて、署名しない国は従来通りの裁判管轄権に従うと、こういうような関係になるのだが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。その結果、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 私の伺う意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては実は従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来の軍隊についてアメリカと同じ待遇を假にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中では四ヵ国だけが署名をして、その四ヵ国には今回のこの特別刑法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。そうなつて来れば、署名した国のほうが実は不利であつて、署名しない国は従来通りの裁判管轄権に従うと、こういうような関係になるのだが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 私の伺う意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては実は従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来の軍隊についてアメリカと同じ待遇を假にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中では四ヵ国だけが署名をして、その四ヵ国には今回のこの特別刑法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 そこで問題を二つお伺いしたいのですが、一つはそういうふうに非署名国における軍隊、或いは軍管轄権に従うと、こういうような関係になるのですが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 そこで問題を二つお伺いしたいのですが、一つはそういうふうに非署名国における軍隊、或いは軍管轄権に従うと、こういうような関係になるのですが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 そこで問題を二つお伺いしたいのですが、一つはそういうふうに非署名国における軍隊、或いは軍管轄権に従うと、こういうような関係になるのですが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 私の伺う意味は、例えば今度のアメリカとの改訂によつて、アメリカ側としては実は従来よりは不利になつたわけですね。ところで従来の軍隊についてアメリカと同じ待遇を假にやつておつたとすれば、若しやつておらなければこれは別ですが、やつておつたとした場合に、その国連軍の中では四ヵ国だけが署名をして、その四ヵ国には今回のこの特別刑法は適用されるが、それ以外のものには適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 そこで問題を二つお伺いしたいのですが、一つはそういうふうに非署名国における軍隊、或いは軍管轄権に従うと、こういうような関係になるのですが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 そこで問題を二つお伺いしたいのですが、一つはそういうふうに非署名国における軍隊、或いは軍管轄権に従うと、こういうような関係になるのですが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 そこで問題を二つお伺いしたいのですが、一つはそういうふうに非署名国における軍隊、或いは軍管轄権に従うと、こういうような関係になるのですが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

○補見義男君 そこで問題を二つお伺いしたいのですが、一つはそういうふうに非署名国における軍隊、或いは軍管轄権に従うと、こういうような関係になるのですが、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(津田実君) その点でござりますが、従来の国連軍に対してもは、それは通常の軍隊と同様に、その軍隊の軍事法は適用されない。そのため、その軍隊の軍事法は適用されない。

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）の規定にかかるわづ、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならない。」第二項は「司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な搜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」この規定によれば、被疑者はつかまえてみたところが、向うが第一次軍人軍属である、而もその犯罪が第三項(a)に掲げるつまり第一次裁判権が向うにある場合であることが明らかになつたという場合には、こちらで第二次裁判権を行使する前に、向うが第一次裁判権を行使するといふことになります。二項は、念のためにその引渡しの場合の後の必要な搜査をして、警察官から検察官に事件の送致をしなければならんといふことを明言しただけの趣旨でございます。只今の規定は行政協定に伴う刑事特別法の第十一条に相応する規定でございます。

次は第四条、これは向う側でつかまされた者がこちらに来る場合、こちらで受取る場合の引渡しの規定でございます。行政協定に伴う刑事特別法の第十二条に相応する規定がございます。第四条、「検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国との法令による罪を犯した者が日本国の法令によつて來て手続を緊急に執行するというのが第二項。三項はその他の場合の糾訴を示して被疑者の引渡しを受け、又は、檢察事務官若しくは司法警察員による引渡しを受けさせなければならない。」

第二項は「検察官又は司法警察員は、

引き渡さるべき者が日本国の法令による罪を犯したことなどを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならぬ。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。」三項「前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。」四項「第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第二百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。但し、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。」向うで日本国法令の違反の罪で被疑者をつかまえます、こういうふうな者がつかまつておるからという知識がありました場合には、こちら側でこれを受取るわけではあります。その身柄を受ける場合については、やはり人身の拘束でございます。若しそれが急速を要しましてすぐには逮捕状の手続ができないという場合には、取りあえずその身柄をもらひます。若しそれが急速を要しましてそのままに引渡すまでの間に若干時間がすれがございます。若しこれを刑法訴訟法の通り逮捕時間の起算を

身柄を拘束されたときから起算いたしますと、四十八時間、二十四時間、七十二時間といふ時間がまたたく間に経つて、結局違法の逮捕或いは逮捕ができないといふふうな問題になつて参ります。

それから第五条は、行政協定に伴う刑事特別法の第十三条に相応する規定がございます。第五条「国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押（差押状の執行を含む。）又は検証は、当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。但し、裁判官の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。」これは、

第十一条の関係で逮捕の問題が出ました。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。」これは、

第十一条の関係で逮捕の問題が出ました。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。」これは、

第十一条の関係で逮捕の問題が出ました。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。」これは、

第九条は、行政協定に伴う刑事特別法第十七条にこれに相応する規定がございまして協力に関する規定でございます。第九条、「裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は

証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は検査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。「つまり向うの取調べ当局又は裁判所からこうこういう書類が是非審理上必要であるから貸してくれ、見せてくれといふ場合には便宜を図つてやる」という趣旨でございまして、これは全く行政協定の場合の十七条と同じ趣旨でございました。

次は第十条でございます。これは行政協定に伴う刑事特別法の十八条にこれに相応する規定があるのでございまして、日本国による罪に係る事件以外の刑事事件、つまりこちら側では处罚できないけれども、向うで处罚するという事件についての協力規定であります。第十条、「検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から、日本国による罪に係る事件についての協力規定を特に置くかと申しますが、日本の法令で罪を犯した日本の法規違反でござりますからして、刑事訴訟法の規定を特に必要とするので、かよ

うな法令が出て来たわけでござります。次は第十二条でございますが、これはそのまま乗つては来ないわけでござります。その関係からそれと同様な趣旨の規定を特に必要とするので、かよはそのまま乗つては来ないわけでござります。ところが日本の法令でないものについての違反でござりますからして、刑事訴訟法の第十九条と同じでござります。

最後は第十二条、刑事補償に関する規定でござります。行政協定に伴う刑事特別法の二十条にこれと全く同じ規定でござります。第十二条、「刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用については、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁

は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。」御承知の通り、刑事補償法の適用につきましては、刑事訴訟法の規定による抑留又は拘禁の場合は、このを逮捕し、又は検察官若しくは司法警察員に逮捕されることでできる。」二項「国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を検索することができる。但し追跡されいる者がその場所に入つたことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることを要しない。」三項「第一項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならぬ。」四項「司法警察員は、前項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を引き渡したときは、その旨を檢察官に通報しなければならない。」五項「司法警察員は、前項の規定それから通報の規定、なぜこういふような規定を特に置くかと申しますと、日本の法令で罪を犯した日本の法規違反でござりますからして、刑事訴訟法の規定を特に必要とするので、かよはそのまま乗つては来ないわけでござります。その関係からそれと同様な趣旨の規定を特に必要とするので、かよ

うな法令が出て来たわけでござります。次は第十三条でございますが、これはやはりさような場合の任意検査の規定でござります。第十三条、「検察官又は司法警察員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国

は、その期間を通算して、すべて刑事訴訟の対象にされる、かような趣旨でござります。

附則は、公布の日から施行するといふことでございます。

○委員長(鈴木一君) 刑事局長よりつと他の委員会に呼ばれておりますが、お伺いしたいと思います。

又は司法警察職員が前項の处分を受けることができないときは、その許可を得ることができます。」第三項、「前二項の处分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受けた者に対する家族を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察職員から、その者を当該

いうふうに予定しておられるのです

○政府委員(津田実君) 警備しておる  
と申しますのは、概念的に申します

ならば、軍がその規律に従つて実力に  
よつて妨害排除並びに秩序の維持に任  
じ得る態勢を整えておるといふことで  
ござります。従いまして、施設につきま  
しても、区域につきましても、そう  
ふう態勢下にある施設又は区域はこれ  
に含まれる、こういうことになるわけ  
です。現実の場合申上げますと、例え  
ば演習場などの広い地域、如何ように  
してこれを判定するかという問題があ  
るわけでござりますが、大体におき  
まして、演習場等を現実に使用いたし  
まする場合は、事前に当該関係の市町  
村当局、並びに関係の検査機関、つま  
り警総署長等についてから現実に  
されております。従いましてその際に  
具体的にこの範囲はいついかから警  
備をするといふふうに通告があること  
が予定されますので、それによつて一  
応判断をするといふふうになります  
が、それは一応の判断でござります  
と、從来合同委員会とも話合いがで  
きておりまますので、從来はそれは実行  
されておりました。

る場合がございますね。そういう場合  
における犯罪は、これは一般に開放し  
ておる期間なり或いは時間中は開放し  
ておるとも言えるのです、そういう  
場合に警備と、こういう言葉が当もの  
か当らないのか、どちらですか。

○政府委員(津田実君) その点でござ  
りますが、演習場、射撃場等におきま  
して現実に歩哨等を立てて射撃をし  
ますが、但しそれも午前八時から午後  
四時といふふうに定められまして、そ  
れから引上げました場合にはおきました  
は、これももはや警備態勢を解いてお  
るわけでござりますが、自然自由に日本  
側の逮捕権が働く、こういうことに相  
成るわけでござります。

に対する刑事裁判権の行使に関する  
議定書の実施に伴う刑事特別法  
案

## 案

日本國における国際連合の軍隊に  
対する刑事裁判権の行使に関する  
議定書の実施に伴う刑事特別法  
案

日本國における国際連合の軍隊に  
対する刑事裁判権の行使に関する  
議定書の実施に伴う刑事特別法  
案

軍隊の構成員」とは、国際連合の  
軍隊に属する人員で、現に服役中  
のものをいふ。

○委員長(那祐一君) 速記を始めて。  
本日はこの程度を以て質疑を一應終了  
いたし、予備審査の段階におきまして  
は、御質疑は大体尽きたように考えま  
すが、更に次回は明後四日の午前十  
時より開会することにいたしまして、  
合の軍隊に対する刑事裁判権の行  
使に関する議定書を以う。

5 この法律において「軍属」と  
は、派遺國の国籍を有する文民  
(派遺国及び日本國の二重国籍者  
については、当該派遺國が日本國  
内に入れた者に限る)で、当該國  
際連合の軍隊に雇用され、これに  
勤務し、又はこれに随伴するもの  
(通常日本國内に在留する者を除  
く)をいふ。

(逮捕された国際連合の軍隊の構  
成員又は軍属の引渡)

第三条 檢察官又は司法警察官は、  
逮捕された者が国際連合の軍隊の  
構成員又は軍属であり、且つ、そ  
の者の犯した罪が議定書の附屬書  
第三項(a)に掲げる罪のいずれかに  
該当すると明らかに認めたとき  
は、刑事訴訟法(昭和二十三年法  
律第百三十号)の規定にかかわ  
らず、直ちに被疑者を当該国際連  
合の軍隊に引き渡さなければなら  
ない。

2 司法警察官は、前項の規定によ  
り被疑者を国際連合の軍隊に引き  
渡した場合においても、必要な搜  
查を行い、すみやかに書類及び証  
拠物とともに事件を検察官に送致  
しなければならない。

(国際連合の軍隊によつて逮捕さ  
れた者の受領)

第四条 檢察官又は司法警察官は、  
国際連合の軍隊から日本國の法令  
による罪を犯した者を引き渡す旨  
の通知があつた場合には、裁判官  
の発する逮捕状を示して被疑者の  
引渡を受け、又は検察事務官若し  
くは司法警察職員にその引渡を受  
けさせなければならない。

2 檢察官又は司法警察官は、引き  
渡されるべき者が日本國の法令に  
よる罪を犯したことを疑うに足り  
る充分な理由があつて、急速を要  
し、あらかじめ裁判官の逮捕状を  
求めることができないときは、そ  
の理由を告げてその者の引渡を受  
け、又は受けさせなければならな  
い。この場合には、直ちに裁判官  
の逮捕状を求める手続をしなけれ

る場合がございますね。そういう場合  
における犯罪は、これは一般に開放し  
ておるとも言えるのです、そういう  
場合に警備と、こういう言葉が当もの  
か当らないのか、どちらですか。

○補見義男君 その通告して来た場合  
に、例えば射撃場ですか、そういう演  
習場で特別にそう演習の用に供しない  
期間或いは時間は、これは一般的な例え  
ば農耕だとか、そのほかの出入は認め  
ると、こういうふうなことになつてい

4 本日はこれを以て散会いたします。  
午後三時五十分解散会

5 この法律において「派遣國」と  
は、左に掲げる者(日本國の国籍  
のみを有する者を除く)をいふ。  
一 國際連合の軍隊の構成員又は  
軍属の配偶者及び二十歳未満  
の子  
二 國際連合の軍隊の構成員又は  
軍属の父、母及び二十歳以上  
の子で、その生計費の半額以上  
を当該国際連合の軍隊の構成員  
又は軍属に依存するもの

2 この法律において「派遣國」と  
は、千九百五十年六月二十五日、  
六月二十七日及び七月七日の國際  
連合安全保障理事会決議並びに千  
九百五十二年一月一日の國際連合  
総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派  
遣したアメリカ合衆国以外の国で  
あつて、議定書に署名し、且つ、  
日本國との間に議定書の効力が發  
する諸決議に従つて朝鮮に軍隊を派  
遣したものをいふ。

3 この法律において「国際連合の  
軍隊」とは、派遣國が前項に規定  
する軍隊に従つて朝鮮に派遣し  
た陸軍、海軍及び空軍であつて、  
日本國内にある間におけるものを

第一條 この法律において「議定  
書」とは、日本國における国際連  
合の軍隊に対する刑事裁判権の行  
使に関する議定書を以う。  
第二条 この法律において「派  
遣國」とは、左に掲げる者(日本國の国籍  
のみを有する者を除く)をいふ。  
一 國際連合の軍隊の構成員又は  
軍属の配偶者及び二十歳未満  
の子  
二 國際連合の軍隊の構成員又は  
軍属の父、母及び二十歳以上  
の子で、その生計費の半額以上  
を当該国際連合の軍隊の構成員  
又は軍属に依存するもの

2 第二条 国際連合の軍隊がその権限  
に基いて警備している国際連合の  
軍隊を使用する施設内における逮  
捕、勾引状又は勾留状の執行そ  
の他人身拘束する処分は、当該國  
際連合の軍隊の権限ある者の同意  
を得て行い、又は当該国際連合の  
軍隊の権限ある者に嘱託して行う  
ものとする。  
2 死刑又は無期若しくは長期三年  
以上の懲役若しくは禁錮にあたる  
罪に係る現行犯人を追跡して前項  
の施設内で逮捕する場合には、同  
項の同意を得ることを要しない。

4 この法律において「国際連合の

ばならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならぬ。

3 前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を適用する。但し、同法第二百三

条、第二百四条及び第二百五十三条に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(被疑内の差押、拘束等)

第五条 國際連合の軍隊がその権限に基いて警備している國際連合の軍隊の使用する施設内における、又は國際連合の軍隊の財産についての搜索(搜索状の執行を含む)、差押(差押状の執行を含む。)又は検証は、当該國際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から當該國際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。(日本国法による罪に係る事件についての検査)

第六条 議定書により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件で、あつても、日本国法による罪に係る事件については、検察官、檢察事務官又は司法警察職員(鉄

道公安職員を含む。)は、検査をすることができる。

2 前項の検査に關しては、裁判所又は裁判官は、令状の發付その他

又は司法院は、令状の發付その他

者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければ

ならない。

3 前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならぬ。

4 第一項又は第二項の規定による引渡しがあつた場合には、刑事訴訟法第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を適用する。但し、同法第二百三

条、第二百四条及び第二百五十三条に規定する時間は、引渡しがあつた時から起算する。

(被疑内の差押、拘束等)

第五条 國際連合の軍隊がその権限に基いて警備している國際連合の軍隊の使用する施設内における、又は國際連合の軍隊の財産についての搜索(搜索状の執行を含む)、差押(差押状の執行を含む。)又は検証は、当該國際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から當該國際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。(日本国法による罪に係る事件についての検査)

第六条 議定書により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件で、あつても、日本国法による罪に係る事件については、検察官、檢察事務官又は司法警察職員(鉄

撃物について、派遣国の軍事裁判所又は國際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は検査のため必要があるものとして申出があつたときは、その旨を

は、その閲覧若しくは勝手を許し、勝手を作成して交付し、又は

これを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

(証人の出頭等の義務)

第七条 派遣国の軍事裁判所の嘱託により、裁判官から派遣国の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求める者は、これに応じなければならない。

2 前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

(証人の勾引についての協力)

第八条 正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人にについて派遣国の軍事裁判所から嘱託があつたときは、裁判官は、その証人に對して勾引状を発して、これを派遣国の軍事裁判所に勾引することができる。

2 前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。

3 第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4 刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

(書類又は証拠物の提供等)

第九条 裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証

4 司法警察員は、前項の規定により國際連合の軍隊の構成員、軍属又は當該派遣國の軍法に服する家族を引き渡したときは、その旨を

は、派遣国の軍事裁判所又は國際連合の軍隊から、日本国法による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

第五条 檢察官又は司法警察員は、その処分を受ける者に対する処分をさせることがある。

2 檢察官又は司法警察員は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対する処分を求めることができる。

3 前二項の処分に際しては、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対する処分を求めることができる。

2 檢察官又は司法警察員は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対する処分を求めることができる。

3 前二項の処分に際しては、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対する処分を求めることができる。

4 正当な理由がないのに、第一項又は第二項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

(刑事補償)

第十二条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の適用については、派遣国の軍事裁判所又は國際連合の軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則